# 建築確認申請手続きの取扱いについて

平成25年 5月22日決定 北海道建設部住宅局建築指導課

建築基準法第6条に規定する確認の申請書及び同法第18条に規定する計画通知書の審査にあたっては、施行規則、確認審査等の指針に定めるもののほか、次のとおり取扱いを定める。

### 1 事前の相談

申請前の確認申請に関する法、条例等に係る解釈、運用及び図書の作成等についての建築士からの 相談には、積極的に応じることとする。

ただし、申請書の受理前に申請図書に準ずる図書一式を用いた建築基準関係規定全般への適合状況 についての「事前審査」については行わないこととする。

2 申請書の受理時の審査(市町村受付時のチェック)

次の事項に関する審査を行うこと。

- (1)申請手数料額(構造計算適合性判定(以下「構造判定」という。)の対象建築物は、算定根拠と 併せて額を確認すること。)
- (2) 建築士法第3条、第3条の2及び第3条の3に適合していることの確認
- 3 確認審査時の補正等の取扱い

確認審査時の補正等の取扱いについては、原則として以下の(1)から(4)によるものとする。

(1) 「適合しない旨の通知」とするもの

次のいずれかに該当するものは、建築基準法第6条第13項の規定に基づく「適合しない旨の通知」を交付する。

- ア 確認の審査中に記載の誤り又は虚偽の記載により法第6条第3項の規定に「不適合」であることが発覚したもの
- イ 第 19 条第 4 項に抵触するもの
  - 例1 既存の擁壁及び人工法面について、安全性が確保されていないもの
- ウ 法第20条の規定により、構造計算を要するもので、構造関係規定が「不適合」となるもの
  - (ア) 根拠なく構造計算書を恣意(しい)的に操作し、多項目にわたり不適切な構造計算を行っているもの
  - 例1 構造計算に用いるモデル(スパン、階高、部材断面、使用材料、荷重等)が、構造計 算書内で根拠なく操作されているもの。
  - 例2 根拠なく、地震力を低減しているもの。
  - 例3 根拠なく、集中荷重、積載荷重、追加荷重、設備荷重等の数値を操作しているもの。
  - 例4 保有水平耐力計算において、根拠なく、脆性部材を無視又は直接入力により部材群の 種別が D 群となるものを A 群等として計算を行っているもの。

- (1) 構造計算が構造耐力規定に抵触することが明らかであり、構造計算の全体をやり直す必要があるもの。
  - 注)「構造計算の全体をやり直す必要があるもの」とは、原則、主要構造部のうち、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧等又は地震、その他の震動若しくは衝撃を支える柱、梁(小梁等二次部材を除く)、耐力壁等に変更が生ずるものや構造計算方法(ルートの変更を含む)又はモデル化等の変更を生ずるもの。
- 例1 採用している設計ルートが不適切なもの。

例えば、偏心率・剛性率の規定を満たしていない場合や、鉄骨造において、冷間成形角 形鋼管、保有耐力接合や横補剛、幅厚比等の規定を満たしていないにもかかわらず、ルート2を採用し、構造計算をやり直さなければ対応できないものなど。

- エ 法第43条に基づく接道規定に抵触するもの
  - 例1 法第43条許可が必要にも関らず同許可を受けていないもの
- オ 法第48条に基づく用途制限の規定に抵触するもの
  - 例1 申請建築物が法第 48 条に抵触するもの、又は申請敷地内の建築物で同規定に抵触する建築物を有するもの
- カ 都市計画法 29 条違反であり、同法第33 条の基準を満足しないもの
- キ 既存建築物に一棟となる増築又は改築し、法第86条の7による緩和を受けようとする場合で、同規定の緩和条件を満たさず、計画の全体的な見直しが必要であるもの又は審査の継続が困難と判断されるもの
- ク 上記ア〜キの場合以外に、適用される複数の建築基準関係規定に「不適合」であり、全体的 に計画・設計の見直しが必要であるもの
- (2) 「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(無期限通知)」(以下「無期限通知」という。)とするもの
  - ア (1)に掲げるもの以外で以下の(7)、(1)に該当するもの
    - (ア) 法第20条の規定に係るもので以下に該当するもの
      - a 構造図等と構造計算書に多くの不整合があり、審査の継続が困難であるもの
        - 例1 構造図等と構造計算書の入力データ等に多くの「不整合」があり、適合性の判断ができないもの。
        - 注) 許容応力度計算(ルート1)の構造計算によるもので、安全マージンを確保するため、危険度が低くなるよう構造計算されている場合は、その旨構造計算書に設計者の説明を記すことで「不整合」とは取扱わないこととする。
    - b 入力値の間違いなどによる不適切な構造計算書において、構造計算により安全性の確認を 行った場合に、部材の規格、寸法を変更しなければ適合しないもので、再度構造計算をや り直す必要があるもの
      - 例1 構造計算に用いるスパン、階高の数値に間違いがあり、又は荷重の拾いもれや仕上 げの不整合がある場合で、構造計算により安全性を確認したが、部材寸法、配筋等を 変更しなければ適合しないもの。

- 例2 大臣認定の構造方法等において、適用範囲を逸脱して設計されたもの
- (1) 「適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(期限通知)」(以下「法定通知(期限通知)」という。)を交付したもので、期限を過ぎても提出がなされないもの
  - 注1 直ちに無期限通知とする前に、建築主事は期限が経過していることを告げるとともに、補正図書等の作成状況を確認するよう努めること。
  - 注2 (1)、(2)に該当する場合においても、原則、建築主事の審査は、適用される全規定に係る審査を行い、「無期限通知」又は「適合しない旨の通知」を行うものとし、 審査結果の全ての不適合及び補正事項について併せて通知を行うこと。

## (3) 法定通知 (期限通知) で取扱うもの

上記の(1)、(2)に掲げるもの以外については、原則、「適合するかどうかを決定することができない旨の通知(期限通知)」を行う前に、「補正等の書面(任意通知)(補正期限を設ける)」(以下「任意通知」という。)を交付し、図書の補正を求めることとする。(この場合、その補正期間は、法第6条第4項の審査期間に含まれる。)

なお、期限までに補正が行われない場合は、原則、当該法定通知(期限通知)により図書の補正を求めること。(審査期間に余裕があり、設計者等の対応状況を勘案した上で、法定審査期間に支障がないと判断される場合は、2回目の「任意通知」により再度の補正を求めることとして差し支えない。)

ここで、1~3 号建築物の補正期限は、通知内容を考慮した上で、14 日以内を目安に適切な期間の設定とすることとし、4 号建築物は、審査期間が短い(7 日以内)ことから、「任意通知」 当初より「法定通知(期限通知)」を行うこと。

(4) 上記の(1)から(3)の規定は、取下げ届出書の提出があった場合には適用しない。

#### 4 計画変更を要しない「軽微な変更」の取り扱い

建築基準法施行規則第3条の2に基づく「軽微な変更」の取扱いは、平成22年6月1日に施行された改正規則及び『建築確認手続きの運用改善マニュアル』、平成23年5月1日に建築基準法施行令の改正等、追加的に施行された建築確認手続き等の運用改善(第二弾)に基づき取扱うものとする。

#### (1) 原則の考え方

施行規則第3条の2の各号の規定において、確認時の計画に対し関係規定の適用上「不利」とならない変更を行う場合について、「軽微な変更」として取扱ってきたが、施行規則の改正により、「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」の範囲において、「軽微な変更」として取扱うこととする。

また、「軽微な変更」の対象を「安全上、防災上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地 の環境の保全上の有害の度が高くならない一定の計画の変更」から「変更後も建築物の計画が建 築基準関係規定に適合することが明らかな一定の計画の変更」に拡大されている。

ア 施行規則第3条の2各項各号のいずれかに該当し、変更後の計画が建築基準関係規定に適合

することが明らかなもの。

- イ 計画の変更が同項各号の一に該当するが、当該変更及び当該変更に伴い付随的に生じる変更 が他の号に該当しない場合であっても、変更後の計画が建築基準法関係規定に適合することが 明らかなもの。
- ウ 元の計画に対する変更であること。
- 注) 敷地の位置の変更(敷地の増減のケースを除く)、主要用途の変更(令第 137条の 17で 指定する類似の用途相互間におけるものを除く。)、構造種別の変更及び著しく計画が変わ る場合は、計画変更や軽微な変更としての取扱わず、あらためて「確認の取直し」が必要 となる。
- エ 確認済証の内容に対して「建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」であること。
- (2) 構造に係る「軽微な変更」の考え方(施行規則第3条の2第8号~10号)
  - ア 「構造審査・検査の運用解説(最終更新 平成 20 年2月22 日)」の追補及び国住指第858-1 「建築基準法施行規則の一部改正等について(技術的助言)」の考え方に加え、以下の例についても同様の取扱いとして差し支えないものとする。
    - 例1 基礎のフーチングを大きくする又はラップルとする等の変更

施行規則第3条の2第8号に列挙する二次部材同等と扱うこととし、以下の要件をみたすものは、軽微な変更として取扱う。

- (ア) 基礎の偏心を生じない場合
  - ・ フーチング部分について令第82条各号の規定に適合すること。
- (イ) 基礎の偏心を生じる場合
  - ・ 基礎の偏心を生じる場合は、フーチング部分について令第82 条各号の規定に適合すること。
  - ・ フーチングに接する地中梁が、令第82条各号の規定に対し適合すること。
    - ※ 地中梁の再チェックの結果、補強のための配筋や断面形状の変更を含む。

#### 例2 基礎杭の位置の変更

接する部材となる基礎のフーチング及び地中梁について令第82条各号の規定に対し適合するものは、軽微な変更として取扱う。

- ※ 地中梁の再チェックの結果、現設計の範囲で適合とならず、梁の断面や鉄筋の数・サイズを変更する場合を含む。
- 例3 ひさしの幅、軒の出の長さを大きくする等の変更

庇部分について、令第82条各号の規定に対し適合するものは、「軽微な変更」として取扱う。

- ※ 接する柱、梁の再チェックの結果、現設計の範囲で適合とならず、梁の断面や鉄筋の 数・サイズを変更する場合を含む。
- イ 確認時に「あらかじめの検討」としているものは、変更の範囲が「あらかじめの検討」の範 囲内であることを確認すること。

この場合、計画変更、軽微な変更の手続きは必要としないが、中間又は完了検査申請時に変

更後の図書を求めることとする。

《計画変更の円滑化のためのガイドライン」/参照》

http://www.icba.or.jp/kaisei/kh guideline

【「軽微な変更」として扱えないケースの注意点】

- (ア) 材料又は構造の変更によって強度及び耐力以外の剛性、剛域その他の構造計算の結果に 影響を及ぼす数値の変更が生ずるもの
- (イ) 構造計算方法やモデル化等を変更するもの
- (ウ) 建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧等又は地震、その他の震動若しくは衝撃を支える柱、梁(小梁を除く)、耐力壁等に変更が生ずるもの
- 注) その他、詳細の考え方及び例は、「構造審査・検査の運用解説 修正: 平成 20 年 2 月 22 日」の追補及び国住指第 858-1「建築基準法施行規則の一部改正等について(技術的助言)」を参照とすること。(更新される場合の対応を含む。)
- (3) 計画変更の審査において、建築主事が構造判定の省略とする取扱い

計画変更が生じる場合で、法第 20 条の構造規定に係る変更を生じないもの(全体的に構造計算をやり直す必要ない等)で、建築主事が再度の判定を要しないと判断するものは、再度の判定を省略し、判定手数料は要さない。

## (4) その他 (協議等)

「計画変更」、「軽微な変更」及びこれらに係る構造判定の有無等については、申請者(設計者) と建築主事間で事前の協議を十分に行った上で、その取扱いを決定すること。